

石狩市指定給水装置工事事業者指定申請（新規・更新）手続

1 受付時間

開庁日の午前9時から正午までと、午後1時から4時まで

2 受付場所

住 所： 石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所2階

部署名： 石狩市水道部水道営業課 ☎ (0133) 72-3224

※原則、郵送での申請はできません。

3 指定要件（水道法第25条の3、水道法施行規則第20条及び第20条の2）

(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

(2) 次の機械器具を有すること。

- イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
- ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
- ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- ニ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人の役員のうち、イからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4 提出書類（水道法第25条の2、水道法施行規則第18条及び第19条）

【法人の場合】

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書・主任技術者予定者の免状（写）
- (2) 機械器具調書
- (3) 誓約書
- (4) 定款又は寄付行為の写し
- (5) 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※申請日前3ヵ月以内に発行のもの
- (6) 指定給水装置工事事業者申請時確認様式

【個人の場合】

- (1)～(3)及び(6)は法人と同じ
- (4) 住民票又は在留カード及び特別永住者証明書 ※申請日前3ヵ月以内に発行のもの

5 指定手数料（石狩市水道事業給水条例第31条及び別表第4）

新規・更新 10,000円 ※ 申請時に納付書を発行しますので、庁舎内の金融機関でお支払いください。（領収書を確認して受け付けします。）

6 指定の決定と通知

申請日からおおむね10日間以内に指定の可否を決定し、申請者へ連絡いたします。指定を決定した事業者には「石狩市指定給水装置工事事業者証」を交付します。

※ 併せて、市庁舎掲示板へ掲載（告示）し、市HPには一覧表形式で掲載しております。

7 指定の有効期限と更新手続き（水道法第 25 条の 3 の 2）

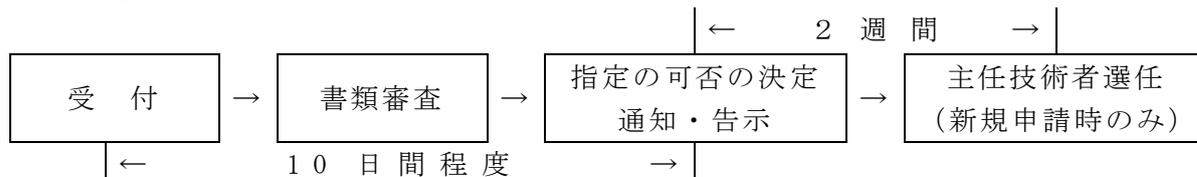
指定の有効期間は 5 年間となります。有効期間の満了する日までに更新手続きが必要であり、更新手続きの内容につきましては、新規の申請時と同様となります。

なお、有効期間が満了する日までに更新手続きを行わない場合には、指定の効力が失効いたしますので、ご注意ください。

8 給水装置工事主任技術者の選任（水道法第 25 条の 4、水道法施行規則第 21 条及び第 22 条）

指定（新規申請時のみ）を受けたときは、指定を受けた日から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届」により届け出てください。

9 受付からの流れ



10 手数料等について

	項 目	金 額 等
指定業者申請時	指定手数料（新規・更新）	10,000 円
給水装置工事 申 込 み 時	① 給水装置工事設計審査手数料 ② 工事しゅん工検査手数料 ③ 量水器費	前納（①～③）
設計変更等 あ る 場 合	同 上	前納分の精算

11 量水器の受け渡し

メーターは、水道営業課にて量水器支払票を確認の上行います。

受け渡し時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までです。

12 設計審査及び工事しゅん工検査手数料

口 径 区 分	設計審査手数料	工事しゅん工検査手数料
分水口径 13 mm	工事費の 2.5%	工事費の 6.5%
分水口径 20 mm	工事費の 3.0%	工事費の 7.0%
分水口径 25 mm	工事費の 4.0%	工事費の 8.0%
分水口径 30 mm	工事費の 4.5%	工事費の 8.5%
分水口径 40 mm	工事費の 5.0%	工事費の 9.0%
分水口径 50 mm	工事費の 6.0%	工事費の 10.0%
分水口径 75 mm	工事費の 8.0%	工事費の 12.0%
分水口径 100 mm	工事費の 12.0%	工事費の 14.0%
分水口径 125 mm 以上	工事費の 15.0%	工事費の 17.0%